

○生駒市立学校給食センター条例 抜粋

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 6 号

(運営協議会)

第7条 給食センターの運営に関し、研究、協議するため、生駒市立学校給食センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 前項の協議会に関し必要な事項は、別に定める。